

一般社団法人 日本画像医療システム工業会倫理綱領

基本理念

一、会員企業（以下、会員という）は、その製造・販売する機器・用品が医療行為に深く関与している医療機器産業団体の一員であることを自覚して、厳しく自らを律し、社会の信頼に応えなければならぬ。

一、会員は、健康保持・増進という社会の基本的な要請に応えるため、企業の英知を集め、最新・最高の科学技術を駆使して最良の成果を社会に提供するよう、努力しなければならない。

一、会員は、製品の開発・生産・供給・保守を通じて、保健・医療の分野の進歩に寄与するという社会的使命を認識し、高い倫理的自覚のもとに社会との調和の中で健全な発展を図らなければならない。

実践綱領

一、研究開発努力と有効性・安全性の確保

医学をはじめとする科学の進歩に対応し、研究開発に努力するとともに、有効性・安全性の確認を厳正に行わなければならない。

二、品質の保証

品質水準の維持、信頼性の確保のため、設計・試作を含む製造段階、流通ならびに保守段階において適正な品質管理が実施されなければならない。

三、適正な使用のための情報提供と管理

製品が適正に使用されるために、その使用目的、使用方法を使用者に熟知させるとともに、保守に関する正確な情報を把握していなければならない。

四、安定供給体制の整備

需要に即応して、製品ならびに構成部品・用品を供給し、また使用者の求めに応じて保守が実施できる体制を整備していなければならない。

五、公正な競争

公正な競争のもと、正しい経営理念に基づく企業の体质づくりに努力し、社会の信頼を損なうようなことは厳しく慎まなければならない。

平成三年六月三日